

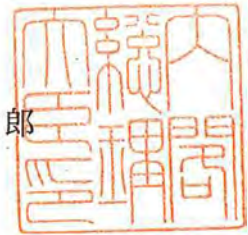


消 食 表 第 4 1 1 号
令 和 2 年 1 0 月 2 0 日

消 費 者 委 員 会
委員長 山本 隆司 殿

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣

麻生 太郎



諮 問 書

下記について、食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第6項の規定により準用することとされた同条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）を別添のとおり一部改正することについて

※別添の改正案は、消費者委員会ホームページに掲載
<https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/>



1. 食品表示基準の改正概要について

食品表示基準（以下「基準」という。）の一部改正の概要は、以下のとおり。

○ 玄米及び精米に関する表示

規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「農産物検査規格の見直し」が対象とされ、農産物検査を要件とする食品表示制度の見直しを行うこととされたことを踏まえ、基準の一部を改正。

【改正対象条項】
第23条、別表第24、別記様式 4

3. 玄米及び精米に関する表示の改正について①

規制改革実施計画を踏まえ、①農産物検査による証明を受けていない場合であっても産地、品種及び産年の表示を可能とし、②一方で、根拠が不確かな表示がなされた米の流通を排除し、消費者の信頼を損ねるようなことがないようするため、産地、品種、産年の根拠を示す資料の保管を義務付け、③農産物検査証明による等、表示事項の根拠の確認方法の表示を可能とするとともに、④生産者名等、消費者が食品を選択する上で適切な情報は、枠内への表示を可能とするため、基準第23条、別表第24及び別記様式4の改正を行う。

【現行の玄米及び精米の食品表示と見直し案の表示例】

現 行

＜農産物検査による証明があるもの＞

名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米 新潟県	コシヒカリ	2019年
内容量	〇 kg		

＜農産物検査による証明がないもの＞

名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	未検査米 国内産	10割	使用割合
内容量	〇 kg		

見直し案

名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米 新潟県 農産物検査証明による	コシヒカリ	2019年
内容量	〇 kg		

名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米 新潟県 〇〇ライス（生産者名）確認による	コシヒカリ	2019年
内容量	〇 kg		

表示の根拠を示す
資料の保管の義務付け

農産物検査による証明を受けた原料玄米を使用していることの記録
(例) 農産物検査の証明書 など

使用している原料玄米の産地、品種、産年を証明する資料
(例) 伝票（米トレサ法に基づく取引等の記録）
種子購入記録、栽培記録（品種、産年） など

3. 玄米及び精米に関する表示の改正について②

23条（表示禁止事項）

現行	1 食品表示関連事業者は、第18条、第19条及び第21条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用生鮮食品の容器包装又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示してはならない。ただし、生産した場所で販売される食品又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）される食品にあつては、第5号に掲げる事項については、この限りでない。 一～九 （略） 2 前項に規定するもののほか、玄米及び精米にあつては、次に掲げる事項は、容器包装に表示してはならない。ただし、<u>第3号及び第4号</u>に掲げる事項については、第19条に規定するところにより表示する場合を除く。 一 <u>未検査米の原料玄米にあつては、品種又は産年を表す用語</u> 二～四 （略）
改正案	2 前項に規定するもののほか、玄米及び精米にあつては、次に掲げる事項は、容器包装に表示してはならない。ただし、<u>第2号及び第3号</u>に掲げる事項については、第19条に規定するところにより表示する場合を除く。 <u>(削る)</u> 一～三 （略）

3. 玄米及び精米に関する表示の改正について②

19条 前条に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用生鮮食品のうち別表第24の上欄に掲げるものを販売する場合及び容器包装に入れないで、かつ、生産した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合は、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

改正案 別表第24（第19条、第20条、第24条、第25条関係）	
食品	玄米及び精米
表示事項	原料玄米
表示の方法	現行
	次に定めるところにより表示する。 一 産地、品種及び産年（生産年をいう。以下同じ。）が同一である原料玄米を用い、かつ、当該原料玄米の産地、品種及び産年について <u>証明（国産品にあつては、農産物検査法（昭和26年法律第144号）による証明をいい、輸入品にあつては、輸出国の公的機関等による証明をいう。以下同じ。）を受けた原料玄米にあつては、「単一原料米」と表示し、その産地、品種及び産年を併記することとし、この場合における産地は、国産品にあつては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名又は一般に知られている地名を表示する。</u> 二 一に規定する原料玄米以外の原料玄米を用いる場合には、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種 <u>若しくは産年が同一でないが、又は産地、品種若しくは産年の全部若しくは一部が証明を受けていない旨</u> を表示し、その産地及び使用割合（原料玄米の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。）を併記する。この場合、国産品にあつては「国内産 △割」と、輸入品にあつては原産国ごとに「〇〇産 △割」と、国産品及び原産国ごとの使用割合の高い順に表示し、「〇〇」には国名、「△」には使用割合を表す数字を表示する（ <u>三及び四</u> において同じ。）。
表示の方法	改正案
	次に定めるところにより表示する。 一 産地、品種及び産年（生産年をいう。以下同じ。）が同一である原料玄米を用い、かつ、当該原料玄米の産地、品種及び産年について <u>根拠を示す資料を保管している原料玄米にあつては、「単一原料米」と表示し、その産地、品種及び産年を併記することとし、この場合における産地は、国産品にあつては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名又は一般に知られている地名を表示する。</u> 二 一に規定する原料玄米以外の原料玄米を用いる場合には、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種 <u>又は産年が同一でない旨</u> を表示し、その産地及び使用割合（原料玄米の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。）を併記する。この場合、国産品にあつては「国内産 △割」と、輸入品にあつては原産国ごとに「〇〇産 △割」と、国産品及び原産国ごとの使用割合の高い順に表示し、「〇〇」には国名、「△」には使用割合を表す数字を表示する（ <u>三</u> において同じ。）。

改正案 別表第24（第19条、第20条、第24条、第25条関係）

食品	玄米及び精米	
表示事項	原料玄米	
表示の方法	現行	三 二の場合においては、二の規定による「国内産 △割」又は「〇〇産 △割」の表示の次に括弧を付して産地、品種及び産年の<u>三つの表示項目について、証明の内容に基づき、それぞれに対応する原料玄米の使用割合と併せて表示することができる。</u>ただし、産地について証明を受けていない原料玄米の産地については、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第4条の規定に基づき伝達される産地を表示することができるとする。なお、この場合において、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に定めるところにより表示する。 イ～ハ （略） 二 産地の表示をする場合にあっては、一に規定するところにより表示し、産地について証明を受けていない原料玄米について産地の表示をする場合にあっては、当該産地の次に括弧を付して「産地未検査」と表示する。
	改正案	三 二の場合においては、二の規定による「国内産 △割」又は「〇〇産 △割」の表示の次に括弧を付して産地、品種及び産年の<u>三つの表示項目の全部又は一部について、当該産地、品種又は産年の根拠を示す資料を保管している場合に限り、それぞれに対応する原料玄米の使用割合と併せて、次に定めるところにより表示することができる。</u> イ～ハ （略） 二 産地の表示をする場合にあっては、一に規定するところにより表示する。

改正案 別表第24（第19条、第20条、第24条、第25条関係）

食品	玄米及び精米	
表示事項	原料玄米	
表示の方法	現行	<u>四 二の場合において原料玄米に産地、品種及び産年の全部について証明を受けていない原料玄米（以下「未検査米」という。）が含まれている場合にあつては、当該未検査米について二の規定による「国内産 △割」又は「〇〇産 △割」の表示の次に括弧を付して「未検査米 △割」と表示することができる。</u>
	改正案	<u>四 一又は三の場合においては、産地、品種、産年その他の原料玄米の表示事項の根拠を確認した方法（以下「表示確認方法」という。）について、次に定めるところにより表示することができる。</u> <u>イ 当該産地、品種及び産年の三つの表示項目の全部又は一部について証明（国産品にあつては、農産物検査法（昭和26年法律第144号）による証明をいい、輸入品にあつては、輸出国の公的機関等による証明をいう。以下同じ。）を受けた場合にあつては、当該産地、品種及び産年の三つの表示項目の全部又は一部について、当該証明を受けた旨を表示する。</u> <u>ロ イに規定する場合以外の場合にあつては、表示確認方法（産地、品種及び産年の三つの表示項目については証明以外の方法に限る。）を表示する。</u>

3. 玄米及び精米に関する表示の改正について②

22条関係)

名称				
原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
内容量				
精米時期				
販売者				

現行	備考 1 この様式中「名称」とあるのは、これに代えて、「品名」と表示することができる。 2 産地、品種又は産年を表示しないものにあつては、この様式中その事項を省略することができる。 3 産年及び精米時期をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の産年及び精米時期の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。 4 単一原料米にあつては、使用割合の事項を削除する。 5 玄米にあつては、この様式中「精米時期」を「調製時期」とする。 6 輸入品であつて、調製時期又は精米時期が明らかでないものにあつては、この様式中「調製時期」又は「精米時期」を「輸入時期」とする。 7 表示を行う者が精米工場である場合にあつては、この様式中「販売者」を「精米工場」とする。 8 この様式は、縦書きとすることができる。 9 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。
改正案	備考 1～9 (略) 10 <u>消費者の選択に資する適切な表示事項は、枠内に表示することができる。</u>

令和3年1月21日

内閣総理大臣

菅 義 偉 殿

消費者委員会

委員長 山 本 隆 司

答 申 書

令和2年10月20日付消食表第411号をもって諮問のあった、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の一部改正について、下記のとおり答申します。

記

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の一部改正について、諮問された改正案（別添）のとおりとすることが適当である。

なお、本委員会として、次のとおり附帯意見を付すものとする。

※別添の改正案は、消費者委員会ホームページに掲載
<https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/>

【附帯意見】

1. 表示の根拠資料について

改正案により産地・品種・産年を表示する場合は、農産物検査による証明に代えて当該産地・品種・産年について根拠を示す資料の保管が必要となる。したがって、今回の改正による新たな制度が適切に運用されるためには、誰がどのような根拠資料を確認し、保管する必要があるかを明確にすることが肝要である。

このため、生産者、流通事業者、販売事業者等の各段階における事業者が、根拠資料を適切に確認し、表示責任者が保管できるよう、必要とされる根拠資料を通知に具体的に示すべきである。

2. 監視について

改正案による産地・品種・産年の表示が改正前の表示と同等の信頼性を有するためには、上記1.の措置に加えて、行政による監視が徹底されることが重要であり、そのために必要な監視体制の強化を併せて行うべきである。

3. 「表示事項の根拠を確認した方法」の表示について

消費者の自主的かつ合理的な選択の機会を確保する観点からは、農産物検査の受検の有無を知りたいという消費者への配慮が必要であり、事業者に対して「表示事項の根拠を確認した方法」を表示するよう推奨することが望ましく、その旨通知に記載すべきである。また、当該表示について事業者が消費者に誤認を与えない適切な表示を行えるよう、通知にその基本的な考え方や具体例を示すなど、十分に配慮すべきである。

4. 普及・啓発、周知について

農産物検査の内容が詳細には認識されていないという実態を踏まえ、農産物検査及び今回の改正について、その趣旨及び内容が事業者及び消費者に正しく理解されるよう、関係省庁、関係団体及び事業者とも十分連携して、普及・啓発及び周知の徹底を速やかに図るべきである。

答申品目一覧

下記品目については、消費者委員会委員長より「特定保健用食品として認めることとして差し支えない」旨、答申を行った。

平成30年7月17日付消食表第389号により諮問を受けた品目

製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	答申日
ヴァームスマートフィットウォーター	株式会社 明治	体脂肪を減らすには、適度な運動が効果的です。本品に含まれる3種のアミノ酸から構成されるアラニン・アルギニン・フェニルアラニン混合物は、10分程度の歩行などの身体活動との併用による脂肪の分解と消費する力をより高める働きがあるので、脂肪の代謝を上げ、体脂肪をさらに減らすことを助けます。本品はBMI が高めの方に適しています。	令和2年10月8日

※「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更されたため、諮問時とは異なる

令和元年7月3日付消食表第157号により諮問を受けた品目

製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	答申日
ピルクル400	日清ヨーク株式会社	生きたまま腸に届く乳酸菌NY1301株の働きにより、腸内環境を改善し、おなかの調子を良好に保ちます。毎日のおなかの健康が気になる方に適した飲料です。	令和2年10月29日

令和2年10月5日付消食表第389号により諮問を受けた品目

製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	答申日
キレートレモンプラスカルシウムサプリ	ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社	この食品はカルシウムを豊富に含みます。日頃の運動と適切な量のカルシウムを含む健康的な食事は、若い女性が健全な骨の健康を維持し、歳をとってからの骨粗鬆症になるリスクを低減するかもしれません。	令和3年3月12日

令和3年2月15日付消食表第32号により諮問を受けた品目

製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	答申日
黒烏龍茶525	サントリー食品インターナショナル株式会社	食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて排出を増加させるので、体に脂肪がつきにくいのが特徴です。脂肪の多い食事を摂りがちな方、体脂肪が多めの方の食生活改善に役立ちます。	令和3年6月2日

令和2年7月17日付消食表第239号により諮問を受けた品目

製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	答申日
特茶 TOKUCHA	サントリー食品インターナショナル株式会社	本品は、脂肪分解酵素を活性化させるケルセチン配糖体の働きにより、日常の身体活動による脂肪を代謝する力(脂肪の分解・消費)を高め、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が多めの方に適しています。	令和3年8月2日

令和3年5月18日付消食表第195号により諮問を受けた品目

製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	答申日
からだすこやか茶W 250	日本コカ・コーラ株式会社	本製品は難消化性デキストリン(食物繊維)の働きにより、脂肪の吸収を抑え、糖の吸収をおだやかにするので、血中中性脂肪が高めで脂肪の多い食事を摂りがちな方、食後の血糖値が気になり始めた方に適した飲料です。	令和3年8月17日

令和3年2月5日付消食表第22号により諮問を受けた品目

製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	答申日
トク牛サラシアプレミアム	株式会社吉野家	本品は、食事から摂取した糖の吸収をゆるやかにする働きのあるサラシア由来サラシノールを含んでいます。食後の血糖値が高めで、食事に含まれる糖質が気になる方の食生活改善に役立つ食品です。	令和3年8月24日